

作成日 2019/02/26
改訂日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 モノタロウ 青ニスプレー
会社名 株式会社MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888
整理番号 M190226

2. 危険有害性の要約 GHS分類

物理化学的危険性 エアゾール 区分1
健康有害性 急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A
生殖毒性 区分1A
生殖毒性・授乳影響 授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系)
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(神経系)
環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分2
水生環境有害性(長期間) 区分3
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険有害性情報

危険
H222 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール
H229 高压容器: 熱すると破裂のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書入手すること。(P201)

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)

裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。(P211)

使用後を含め、穴をあけたり燃したりしないこと。(P251)

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263)

取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)

取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)

保管

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)

施錠して保管すること。(P405)

日光から遮断し、50°C以上の温度にばく露しないこと。(P410+P412)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

| 化学名又は一般名 | 濃度又は濃度範囲 | 化学式 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|-----------|------------|-------------|--------------|-----|----------|
| | | | 化審法 | 安衛法 | |
| 合成樹脂 | 5.0~10.0% | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |
| トルエン | 15.0~25.0% | C7H8 | (3)-2,(3)-60 | 既存 | 108-88-3 |
| 酢酸エチル | 20.0~30.0% | CH3COOC2H5 | (2)-726 | 既存 | 141-78-6 |
| メチルエチルケトン | 1.0~5.0% | CH3CH2COCH3 | (2)-542 | 既存 | 78-93-3 |

| | | | | | |
|----------|------------|---|----------|----|----------|
| 1-ブタノール | 1.0%未満 | CH ₃ CH ₂ C H ₂ CH ₂ O□ H | (2)-3049 | 既存 | 71-36-3 |
| ジメチルエーテル | 40.0~50.0% | CH ₃ OCH ₃ | (2)-360 | 既存 | 115-10-6 |

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診断を受け大量の水および石鹼で洗い流す。
外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。眼の裏まで完全に洗うこと。
出来るだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

特有の危険有害性

特
水を消火に用いてはならない。
可燃性のものを周囲から早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
消火活動は風上より行う。
初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。
適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境への影響を起ささないよう注意する。

除去方法

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。
容器からの漏れが止まらないときは、開放された危険性のない場所に運び出し放出する。
漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。
岡上から作業し、岡下の人を回避させる

7. 取扱い及び保管上の注意

| | | |
|-----|-----------|---|
| 取扱い | 技術的対策 | <p>換気のよい場所で取り扱う。 周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。 取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。 取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んではない。 皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。 密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。</p> |
| | 注意事項 | <p>発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。 屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。 温度が高くなると引火性があるので注意する。 火気のある所では取り扱わないこと。 40℃以上の所では取り扱わないこと。 30秒以上の連続使用をしないこと。 直射日光の当たる所や火気熱源の近くに置かないこと。</p> |
| | 安全取扱い注意事項 | <p>食品、人体に向けて使用しない。 容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。</p> |
| 保管 | 安全な保管条件 | <p>直射日光を避ける。 40℃以上の所や直射日光のあたる場所に保管しないこと。 火気熱源から遠ざける。 通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。 水分や湿気の多いところに保管すると容器が腐食されて破裂の恐れがあるので注意すること。 長期間の保管を避ける。</p> |

8. ばく露防止及び保護措置

| | 管理濃度 | 許容濃度(産衛学会) | 許容濃度(ACGIH) |
|-----------|--------|--------------------------------|---------------------------|
| 酢酸エチル | 200ppm | 200ppm(720mg/m3) | TWA 400 ppm, STEL - |
| トルエン | 20ppm | 50ppm(188mg/m3)(皮) | TWA 20 ppm, STEL - |
| 1-ブタノール | 25ppm | 【最大許容濃度】 50ppm(150mg/m3)(皮) | TWA 20 ppm, STEL - |
| メチルエチルケトン | 200ppm | 200ppm(590mg/m3) | TWA 200 ppm, STEL 300 ppm |
| ジメチルエーテル | 未設定 | 未設定 | 未設定 |

| | |
|------|--|
| 設備対策 | <p>取扱い設備は防爆型を使用する。 排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれてならないような設備とすること。 屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。</p> |
| 保護具 | <p>呼吸器の保護具 手の保護具 有機ガス用防毒マスク 耐溶剤性手袋</p> |

| | |
|------------|---|
| 眼の保護具 | 普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型 |
| 皮膚及び身体の保護具 | 長袖作業服等 |
| 適切な衛生対策 | 作業中は飲食、喫煙をしない。 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行 |

9. 物理的及び化学的性質

| | | |
|---------------|-------|-----------|
| 外観 | 物理的状態 | エアゾール |
| | 形状 | 液体 |
| | 色 | 濃青色 |
| 臭い | | 溶剤臭 |
| 臭いのしきい(閾)値 | | データなし |
| pH | | データなし |
| 融点・凝固点 | | データなし |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | | データなし |
| 引火点 | | -6°C |
| 蒸発速度 | | データなし |
| 燃焼性(固体、気体) | | データなし |
| 燃焼又は爆発範囲 | 下限 | データなし |
| | 上限 | データなし |
| 蒸気圧 | | データなし |
| 蒸気密度 | | データなし |
| 比重(密度) | | 0.90g/cm3 |
| 溶解度 | | データなし |
| n-オクタノール/水分係数 | | データなし |
| 自然発火温度 | | データなし |
| 分解温度 | | データなし |
| 粘度(粘性率) | | データなし |
| 動粘性率 | | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|------------------------------|
| 反応性 | 情報なし |
| 化学的安定性 | 情報なし |
| 危険有害反応可能性 | 情報なし |
| 避けるべき条件 | 火気、酸化剤との接触 |
| 混触危険物質 | 情報なし |
| 危険有害な分解生成物 | 燃焼等によりCO(一酸化炭素)等が発生するおそれがある。 |

11. 有害性情報

| | | |
|------|----|--|
| 急性毒性 | 経口 | 急性毒性推定値が5283.125335mg/kgのため区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 |
| | 経皮 | 急性毒性推定値が209460.6060606mg/kgのため区分外に該当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。 |
| | 吸入 | (気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 急性毒性推定値が3710.5934224ppmのため区分4に該当。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分外に該当。 |

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性

呼吸器感作性又は皮膚感
作性

生殖細胞変異原性

発がん性
生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回
ばく露)

特定標的臓器毒性(反復
ばく露)

吸引性呼吸器有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

水生環境有害性(長期間)

オゾン層への有害性

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

区分2の成分合計が30.99%のため、区分2に該当。

眼区分2A+眼区分2Bの成分合計が60.99%のため、区分2Aに該当。

(呼吸器感作性)

データ不足のため分類できない。

(皮膚感作性)

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。

データ不足のため分類できない。

(生殖毒性)

区分1Aの成分が25%のため、区分1Aに該当。

(生殖毒性・授乳影響)

授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分の成分が25%のため、授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分に該当。

区分1(中枢神経系)の成分が25%のため、区分1(中枢神経系)に該当。

区分3(麻酔作用)の成分合計が89.99%のため、区分3(麻酔作用)に該当。

区分3(気道刺激性)の成分合計が60.99%のため、区分3(気道刺激性)に該当。

※区分2(腎臓)は5%含まれる。

区分1(腎臓)の成分が25%のため、区分1(腎臓)に該当。

区分1(中枢神経系)の成分が25%のため、区分1(中枢神経系)に該当。

区分1(神経系)の成分が5%のため、区分2(神経系)に該当。

動粘性率が不明のため、分類できないに該当。

(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が25%のため、区分2に該当。

(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が25%のため、区分3に該当。

データ不足のため分類できない。

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。

廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。

廃液は特別管理産業廃棄物に該当するため、特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

汚染容器及び包装

スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14. 輸送上の注意
国際規制

| | |
|--|----------------|
| 海上規制情報 | IMOの規定に従う。 |
| UN No. | 1950 |
| Proper Shipping Name | エアゾール |
| Class | 2.1 |
| Packing Group | - |
| Marine Pollutant | Not applicable |
| Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code. | Not applicable |

| | |
|--|------------------|
| 航空規制情報 | ICAO/IATAの規定に従う。 |
| UN No. | 1950 |
| Proper Shipping Name | エアゾール |
| Class | 2.1 |
| Packing Group | - |
| 陸上規制 | 非該当 |
| 海上規制情報 | 船舶安全法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 1950 |
| 品名 | エアゾール |
| クラス | 2.1 |
| 容器等級 | - |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |
| MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 | 非該当 |

国内規制

| | |
|-------------|------------|
| 航空規制情報 | 航空法の規定に従う。 |
| 国連番号 | 1950 |
| 品名 | エアゾール |
| クラス | 2.1 |
| 等級 | - |
| 緊急時応急措置指針番号 | 126 |

15. 適用法令
化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

労働安全衛生法

変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

危険物・可燃性のガス(施行令別表第1第5号)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

酢酸エチル(政令番号:177)(20%-30%)

トルエン(政令番号:407)(20%-30%)

ブタノール(政令番号:477)(5%未満)

メチルエチルケトン(政令番号:570)(1%-10%)

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

消防法

第4類 引火性液体 第一石油類(非水溶性)

悪臭防止法

特定悪臭物質(施行令第1条)

大気汚染防止法

有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

危険物(施行令別表第1の4)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)

外国為替及び外国貿易法

輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」

輸出貿易管理令別表第1の16の項

輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)

船舶安全法

高圧ガス(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・高圧ガス(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

労働基準法

トルエン(政令番号:300)(25%)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献

NITE GHS分類結果一覧

JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。